宇陀市監查委員告示第4号

平成29年度第4回定期監査の結果について(公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年3月31日

宇陀市監査委員 籠 谷 順 司

宇陀市監査委員 八 木 勝 光

1 監査の種別

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による定期監査

2 監査の対象

下記の監査対象部局において、主として平成29年4月1日から 12月31日までに執行された事務について監査を行った。

(1) 健康福祉部 健康増進課、厚生保護課、こども未来課、介護福祉課及び医療介護あんしんセンター

3 監査の期間及び対象

実施年月日	監査実施部署
平成30年1月29日(月)	宇陀市立榛原東幼稚園
平成30年1月31日(水)	健康福祉部介護福祉課
平成30年2月2日(金)	健康福祉部医療介護あんしんセ
	ンター
平成30年2月5日(月)	健康福祉部こども未来課
	健康福祉部健康増進課

4 監査の方法

監査は、財務に関する事務の執行及び財産(物品を含む。)の管理等が法令等に基づき適正に行われているかどうか、効率性・有効性の観点から適切に行われているかどうか、法令等に基づき実施される減免の取扱いについて適正に実施されているかどうかをあらかじめ提出を求めた資料及び関係書類に基づき調査を行うとともに、必要に応じて関係職員に対する事情聴取等を行い実施した。

なお、主な監査項目は次のとおりである。

- (1) 収入に関する事務
- (2) 支出に関する事務
- (3) 減免の取扱いに関する事務
- (4) 契約に関する事務
- (5) 補助金交付に関する事務
- (6) その他の事務

5 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね適正に行われているものと認められた。しかし、一部において改善を要する事例及び事務の効率性や有効性に疑問のある事例が見受けられたので、今後、適正な事務処理に努められたい。また、契約書等において一部記入漏れ等が見

受けられた。監査時において口頭で指摘を行っているため、記載は省略するものの、契約書等の作成にあたっては十分に注意されたい。

また、今回の定期監査において備品の管理状況についても監査を 実施した。備品管理については、備品管理システムを導入し、財務 会計システムと連動した取り扱いを行っているため、新たな備品の 登録については実施されているものの、所管替え又は処分を行った 備品登録の移動又は廃止について、手続きを怠っている部署が多く 見受けられた。これは今回監査を実施した部署だけの問題ではなく、 全庁にわたり適切に備品管理が行われていないと推測される。備品 の管理については公金同様、適切に管理されたい。

あわせて、各部署における減免等の取扱状況について監査を実施した。減免については、法令等の規定どおりにおおむね適正に運用されているものと認められた。減免の運用によっては、生活に大きく影響を及ぼす等市民生活に直結し、また市の財政負担に影響を及ぼすことも予想される。今後も法令等の規定に則り、適切かつ厳格に運用されたい。

なお、指摘事項及び意見については次のとおりである。改善等の措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

(1) 契約に関する事務

ア フリクションボールペンの使用について (健康増進課)

契約書類や見積書、支出負担行為伺書等を作成する際、フリクションボールペン (消えるボールペン) で記入されている部分が見受けられた。

フリクションボールペンで作成された文書は、訂正の痕跡が残らないために容易に改ざんされるおそれがあるほか、室温などで保管している環境の変化によっては、退色する可能性もある。

公文書への使用については、全部署において禁止するなど 対応を徹底されたい。

イ 随意契約理由の明示について(健康増進課、こども未来課、 介護福祉課、医療介護あんしんセンター)

随意契約にて契約を行う際、随意契約を妥当とする理由の 記載が明記されていない契約が一部に見受けられた。

今後、契約の際は、随意契約となった理由を明記されたい。

ウ 契約書の省略について (こども未来課、介護福祉課、医療 介護あんしんセンター) 契約書の省略については、宇陀市契約規則(平成18年宇陀市規則第44号)第21条第1項の規定に基づき、契約金額が30万円以下の契約その他市長が特に契約書の作成を省略しても差し支えないと認める契約について、契約書を省略することができるとされている。

しかし、一部の契約について、契約書を作成しなければならないにもかかわらず、契約書を省略して契約を締結している事例が見受けられた。

改善されたい。

エ 変更契約の事務手続きについて (こども未来課)

契約期日の変更を行うため、当初契約の契約期間を満了した翌日から1か月間契約期間を延長する変更契約を締結しているが、当初の契約期間満了日の翌日に変更契約の締結を行っている事例が見受けられた。

契約期間を満了した翌日に契約を変更することはできず、 新たな契約として改めて契約を締結する必要があると思われる。

法令を順守されたい。

オ 契約締結の事務執行について (こども未来課)

帳票書類を確認したところ、予算執行が認められた日以前 に契約締結の事務が行われていた。

法令を順守されたい。

(2) 補助金交付に関する事務

ア 宇陀市社会福祉協議会の補助金について(健康増進課)

ウェルネスシニア健康学校事業を実施するため、宇陀市社 会福祉協議会に対し事業補助金を支出している。

補助金交付決定者と補助金交付申請者が同一人物であり、 民法(明治29年法律第89号)第108条に規定する双方 代理の原則に抵触する可能性があり、何らかの改善が必要と 考える。

検討されたい。

イ 補助金交付決定の決裁について(介護福祉課、医療介護あんしんセンター)

各種団体その他に対する補助金、交付金等の交付決定を行うときは、宇陀市事務決裁規程(平成19年宇陀市訓令第14号)第4条第1項の規定に基づき、市長が決裁を行うこと

と定められている。

しかし、この規程に基づく決裁を受けずに、部長決済を経て、補助金の交付決定を行っている事例が見受けられた。 改善されたい。

(3) その他の事務

ア 備品の管理について (介護福祉課、榛原東幼稚園)

備品管理の状況を把握するため、備品台帳の提出を求めたところ、廃棄した備品が備品台帳に計上されていた事例や現有備品のチェックが行われていない部署が見受けられた。

備品については、公金で購入しており、その管理については、公金同様、厳格に管理する必要があると考える。

備品の管理について、適切に実施されたい。